平成　21　年度　**事務事業マネジメントシート**　作成日　平成　21　年　8　月　31　日作成

事務事業名	コード 25000	児童手当支給事務			
政策名	総合計画体系 02	豊かで生き活き安心・安全なまち	所属部	環境福祉部	所属課	子育て支援課
施策名	02	福祉の充実	所属係	児童母子福祉係	課長名	田岡　啓子
基本事業名	04	児童福祉の充実			電話番号	72-7648
					（内線）	770-305
予算科目	会計 1	款 3	項 2	目 2	児童措置費	法令根拠	児童手当法、児童手当法施行令、児童手当法施行規則、三好市児童手当事務取扱規則
事業期間	☐ 単年度のみ　☑ 単年度繰返　☐ 期間限定複数年度→全体計画の投入量を記入				
	↳（開始年度　昭和46　年度　～　）　↳（　年度　～　年度　）				

事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

＜事業の内容＞
12歳到達後最初の3月31日までにある児童を養育している保護者に、子育てに係る経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的に、手当を支給する事業。
3歳未満の児童 一律10,000円、3歳以上の児童 第1,2子5,000円、第3子以降10,000円
＜業務の内容＞
児童手当認定請求書の提出により、審査を行い、支給の決定を行う。また、額改定請求書の受付を行う。
支払月は2,6,10月。消滅届の提出があった場合は、審査後随時払いを行う。毎年6月中に「現況届」の提出があり、引き続き手当を受ける要件があるか確認する。

＜事業費の内訳＞　扶助費（164,885千円）、時間外手当（27千円）

全体計画（期間限定複数年度のみ）　（単位：千円）

総投入量			
事業費 財源内訳	国庫支出金		
	都道府県支出金		
	地方債		
	その他		
	一般財源		
	事業費計（A）	0	
人件費	正規職員従事人数		
	延べ業務時間		
	人件費計（B）	0	
トータルコスト(A)+(B)		0	

1　現状把握の部（DO）

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）
20年度実績（20年度に行った主な活動）
事業概要と同様

21年度計画（21年度に計画している主な活動）
事業概要と同様

② 対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等
12歳到達後最初の3月31日までにある児童を監護している保護者

③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）
保護者の経済的負担を減らすとともに、児童に健全に育ってもらう。

④ 結果（どんな結果に結び付けるのか）
安心して子育てができるようになる。

⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）数字は記入しない

	名称	単位
ア	児童手当支給額	円
イ		
ウ		

⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）数字は記入しない

	名称	単位
ア	児童手当受給者数	人
イ	支給対象児童数	人
ウ		

⑦ 成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）数字は記入しない

	名称	単位
ア	現況届に対し認定した割合	%
イ		
ウ		

⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）数字は記入しない

	名称	単位
ア	子育てに不安を持っている保護者の割合	%
イ		
ウ		

(2) 総事業費・指標等の推移

			単位	18年度（実績）	19年度（実績）	20年度（実績）	21年度（見込）	22年度（成行予測）	23年度（成行予測）	24 年度（成行予測）
投入量	事業費 財源内訳	国庫支出金	千円	61,935	72,764	71,966	70,856	70,126	69,403	68,688
		都道府県支出金	千円	45,644	48,157	46,458	46,172	45,696	45,225	44,759
		地方債	千円							
		その他	千円							
		一般財源	千円	45,646	48,171	46,488	46,202	45,727	45,257	44,791
	事業費計（A）		千円	153,225	169,092	164,912	163,230	161,549	159,885	158,238
	人件費	正規職員従事人数	人	6	6	6	6	6	6	6
		延べ業務時間	時間	1,772	1,772	1,847	1,849	1,849	1,849	1,849
		人件費計（B）	千円	6,734	6,734	7,019	7,026	7,026	7,026	7,026
	トータルコスト(A)+(B)		千円	159,959	175,826	171,931	170,256	168,575	166,911	165,264
活動指標	ア		円	153,225	169,092	164,885	163,200	161,519	159,855	158,208
	イ									
	ウ									
対象指標	ア		人	1,402	1,348	1,282	12,687	12,556	12,426	12,298
	イ		人	26,199	26,131	24,876	24,648	24,394	24,142	23,893
	ウ									
成果指標	ア		%			99	100	100	100	100
	イ									
	ウ									
上位成果指標	ア		%		38.23	50.79	50.50	50.00		
	イ									
	ウ									

事務事業名	児童手当支給事務	所属部	環境福祉部	所属課	子育て支援課

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

家庭における生活の安定と、次代を担う児童の健全育成等を目的に、昭和47年から実施された。

② 事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？

・少子化対策により、支給対象児童の対象年齢が引き上げられており、平成18年4月の法改正では、小学校6年生（12歳到達後の最初の年度末）までに拡大された。

・所得制限も引き上げられた。

③ この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？

2 評価の部（SEE）＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市（町）の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ⇒3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映 ☑ 結びついている ⇒【理由】 少子化対策の一環事業であり、手当を支給することで養育の負担軽減となっている。
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を市（町）が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ⇒3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映 ☑ 妥当である ⇒【理由】 児童手当法に定められているので妥当である。
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ⇒3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映 ☑ 適切である ⇒【理由】 児童手当法で定められているため、見直しはできない。
有効性評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ⇒3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映 ☑ 向上余地がない ⇒【理由】 児童手当法に基づき、国の基準により支給する事業であるため、向上の余地はない。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ⇒3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映 ☑ 影響有 ⇒【その内容】 児童手当法に基づいて行っているので、廃止・休止はできない。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには，この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある （具体的な手段，事務事業） ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ⇒3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 児童手当法で定められているため、他に手段がない。 ☑ 他に手段がない ⇒【理由】
効率性評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ⇒3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 児童手当法により、支給金額も決まっているため削減はできない。
	⑧ 人件費（延べ業務時間）の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ⇒3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映 ☑ 削減余地がない ⇒【理由】 受給対象者の拡大により業務量も増加し、人件費削減は難しい。個人情報保護の観点からもアウトソーシングはできない。
公平性評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ⇒3 改革・改善方向の部（3枚目シート）に反映 ☑ 公平・公正である ⇒【理由】 所得が一定以下の保護者を対象としており、手当支給により子育て家庭の経済的負担の軽減を図るという本来の目的から妥当である。

事務事業名	児童手当支給事務	所属部	環境福祉部	所属課	子育て支援課

3　評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果

① 目的妥当性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
② 有効性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
③ 効率性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり
④ 公平性	☑ 適切	☐ 見直し余地あり

(2) 全体総括(振り返り、反省点)

児童手当法に基づく事務であり、評価も妥当であると思われる。

(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・複数選択可

☐ 廃止　☐ 休止　☐ 目的再設定　☐ 事業統廃合・連携　☐ 事業のやり方改善(有効性改善)
☐ 事業のやり方改善(効率性改善)　☐ 事業のやり方改善(公平性改善)
☑ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)

(4) 改革・改善による期待成果
(廃止・休止の場合は記入不要)

成果＼コスト	削減	維持	増加
向上			
維持		○	×
低下		×	×

(5) 改革，改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策